

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

特別養護老人ホームには苑 重要事項説明書（サテライト型事業所）

《令和 7 年 10 月 1 日現在》

1 事業者（法人名）

事業者の名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会
法人所在地	山口市緑町2番11号
法人種別	社会福祉法人
支部長	津江 和成
電話番号	083-924-6338

2 入居施設（サテライト型事業所）

名称	特別養護老人ホーム には苑（サテライト型事業所）
所在地	山口県山口市仁保中郷988番地1
施設長	尾中 未来
電話番号	083-929-5110
ファクシミリ番号	083-929-5111

本体事業所

名称	特別養護老人ホームおとどいの里
所在地	山口県山口市朝倉町4番55号
施設長	中村 裕之
電話番号	083-922-0707
ファクシミリ番号	083-941-5090

3 入居施設の敷地内であわせて実施する事業

事業の種類		山口市長及び山口県知事の事業者		利用 定数
		指定年月日	指定番号	
施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	山口市長指定 平成20年11月1日	3590300079	20名
居宅	通所介護	平成19年8月1日	3570301469	25名
	訪問介護	平成19年8月1日	3570301477	
	訪問看護	平成19年8月1日	3560390167	
居宅介護支援事業		平成19年8月1日	3570301485	

4 施設の目的及び運営方針等

〔施設の目的〕

特別養護老人ホームには苑（以下「施設」という。）に配置する職員が、入居者に対し、適正な地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供することを目的とします。

[運営方針]

- (1) 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭におき、入居者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練・健康管理及び療養上の世話を行うものとします。
- (2) 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って地域密着型介護福祉施設入居者生活介護サービスの提供につとめるものとします。
- (3) 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係機関等と密接な連携につとめるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとします。

[その他]

- (1) 施設の介護支援専門員は、入居者の有する能力及び置かれている環境等の評価を通じ、入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を適切な方法により把握し、施設サービス計画を作成するものとします。
- (2) 施設のサービスは、施設サービス計画に基づき行うものとするが、漫然かつ画一的なサービスにならないよう、常に配慮して行うものとします。
- (3) 職員は、施設サービスの提供において、懇切丁寧を旨とし、入居者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとします。
- (4) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- (5) 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修等の機会を確保するものとします。

5 施設の概要

(1) 構造及び入居定員等

敷 地		2,863,94 m ²
建物	構 造	軽量鉄骨造平屋建て（準耐火建築）
	延べ面積	773,50 m ²
	入居定員	20 人
	ユニット数	2 ユニット（1 ユニット定員 10 名）

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	1 人当たりの面積
1 人部屋	20 室	267,10 m ²	13,35 m ²

(注 1) 指定基準は、居室 1 人当たり 10,65 m²以上です。

(3) 主な設備

設備の種類	室 数
共同生活室	2 室 61,59 m ²
浴 室	2 室 44,95 m ²
医 務 室	1 室 20,71 m ²

6 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤換算後の人数	保有資格等
施設長	1	0.1	社会福祉士
嘱託医師	1	0.1	済生会湯田温泉病院
事務職員	—	—	
生活相談員	2	1	社会福祉士等
介護職員	13	10.7	介護福祉士等
看護職員	4		看護師
栄養士	1	0.1	管理栄養士
調理職員	—	外部委託	調理師
介護支援専門員	1	0.1	介護支援専門員
機能訓練指導員	1	0.1	看護師

7 職員の勤務体制

職員の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）常勤で勤務	4週8休
医師	週1回（月曜日又は水曜日）13：00～14：00 ただし、必要に応じて診療	
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15） 非常勤の勤務時間帯（8：30～16：00のうち5～6時間）	4週8休
介護職員 介護支援専門員	早日勤（6：45～15：30） 日勤（8：30～17：15） 遅日勤（9：15～18：00） 夜勤（16：00～9：30）	4週8休
看護職員	早日勤（6：45～15：30） 日勤（8：30～17：15） 遅日勤（9：15～18：00） 非常勤は、8：30～17：15の間3～6時間勤務 夜間については、自宅にて緊急時に備えます。 機能訓練指導員と兼務	4週8休
機能訓練指導員	日勤 看護職員と兼務	4週8休
栄養士	週2回（火曜日、木曜日）（8：30～12：00）	4週8休
調理員	外部委託	

8 職員の職務内容

（1）施設長 1名（には苑居宅介護事業所及び通所介護事業所と兼務）

管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し、指揮命令を行うものとする。

- (2) 医師 1名 (湯田温泉病院)
医師は、入居者の医療に関することを的確に把握し、その必要な処置を行う。
- (3) 生活相談員 2名 (1名介護職員と兼務)
生活相談員は、入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (4) 看護職員 1名以上 (機能訓練指導員と兼務)
看護職員は、健康チェック等を行うことにより入居者の健康状態を的確に把握するとともに、入居者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (5) 介護職員 12名以上
介護職員は、施設サービスの提供にあたり入居者の心身の状況等を的確に把握し、入居者に対し適切な介助を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名 (看護職員と兼務)
機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。
- (7) 管理栄養士 1名 (やすらぎデイサービス栄養士と兼務)
栄養士は、入居者の給食に必要な栄養管理に努め、食品衛生に関しても必要な処置を行う。
- (8) 調理員 1名 (委託)
調理員は、調理に関することを行う。
- (9) 介護支援専門員 1名 (介護職員と兼務)
介護支援専門員は、入居者の介護サービス計画書を作成し、必要なケアサービスが適切に行われるように対処する。
- (10) ユニットリーダー 2名 (介護職員と兼務)
ユニットリーダーは、各ユニットの核となり、必要なサービスが適切に行われるように対処する。

9 協力病院

名 称	済生会湯田温泉病院
院 長 名	中村 洋
所 在 地	山口県山口市朝倉町4番55号
電 話 番 号	083-932-3311
診 察 科	内科・外科・整形外科

名 称	医療法人 仁誠会 長崎歯科医院
院 長 名	長崎 孝司
所 在 地	山口市宮島町8-12
電 話 番 号	083-928-0808
診 察 科	歯科 矯正歯科 小児歯科

10 サービスの内容

(1) 食 事

管理栄養士が立てた献立により、栄養と入居者の身体の状態に配慮した食事を提供します。

(食事時間) 朝食 7:30～ 昼食11:30～ 夕食17:00～

(2) 入 浴

入居者の意向により、入浴または清拭を可能な限り対応するものとします。
寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴も可能です。

(3) 排 泄

入居者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

(4) 整容・口腔ケア

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。入居者の生活リズムに配慮します。個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。シーツ交換は、週1回行います。毎食後の口腔ケアの声掛け・誘導・介助の援助をします。

(5) 機 能 訓 練

機能訓練指導員により、入居者の心身の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の改善・維持及び減退防止につとめます。

(6) 健 康 管 理

嘱託医師による週1回の診察日を設け、入居者の健康管理につとめます。
希望の医療機関を受診される場合は、その介添えについてできる限り配慮します。

(7) レクリエーション等

適宜入居者のためのレクリエーションを行います。

(8) 相談及び援助

入居者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じます。
また、苦情相談窓口を設け、適切な対応を行います。可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(相談窓口) 管理者 尾中 未来
(相談責任者) ケアセンター所長 中村 洋

11 利用料金

(1) 介護保険給付サービス利用料金（法定代理受領の場合）

利用料は、原則として厚生労働大臣が定める基準額の介護保険負担割合証に記載してある割合が自己負担となりますが、利用者負担額減免を受けられている場合は、減免額に応じた自己負担額となります。

また、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、施設に直接介護保険給付が行われない場合がありますが、その場合は、厚生労働大臣が定める基準額の全額をお支払い頂くこととなります。利用料のお支払い後にサービス提供証明書と領収書を発行いたします。なお、サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。

《地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用自己負担料金(1割負担)》

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
個室ユニット (1日当り)	682円	753円	828円	901円	971円

《地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用自己負担料金（2割負担）》

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
個室ユニット (1日当り)	1364円	1506円	1656円	1802円	1942円

《地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用自己負担料金（3割負担）》

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
個室ユニット (1日当り)	2046円	2259円	2484円	2703円	2913円

《地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用加算料金》

*印の付いたものが現在算定している加算です。

加算名	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)	加算及び算定の内容
*生活機能向上 連携加算Ⅱ	200円/月	400円/月	600円/月	リハビリテーションを実施している事業所又は医療施設の理学療法士等が介護老人福祉施設等の職員と共同で個別機能訓練計画を作成、実施した場合の加算料金です。
*認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円/日	6円/日	9円/日	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が入居者の2分の1以上かつ、認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上で専門的な認知症ケアを実施した場合の加算です。
*日常生活継続 支援加算（Ⅱ）	46円/日	92円/日	138円/日	要介護の高い方が入居しているため、質の高いケアを提供するために介護福祉士を一定以上配置しているため1日当りの加算料金です。
*高齢者施設等 感染対策向上加算（Ⅰ）	10円/月	20円/月	30円/月	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保しており、協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応しており、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算

				算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加しているための加算料金です。
* 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 円/月	10 円/月	15 円/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けた場合の加算料金です。
* 協力医療機関連携加算	50 円/月	100 円/月	150 円/月	協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催することで算定できる加算料金です。
* 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1000 分の 140 に相当する 単位数 (14%)	1000 分の 140 に相当する 単位数 (14%)	1000 分の 140 に相当する単 位数 (14%)	介護業界で働く人々の賃金を改善するための国の支援制度です。これは、優秀な人材を確保し長期間働ける環境を整えるため、そして介護業界全体の人手不足を解消するために導入された加算です。
* 新興感染症等施設療養費	240 円/日	480 円/日	720 円/日	入居者が厚生労働大臣の定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行ったうえで該当する介護サービスを行った場合に1月に1回、連続する5日を限度として算定されます。
* 初期加算	30 円/日	60 円/日	90 円/日	入所後 30 日間に限り1日当りの加算料金です。
* 療養食加算 (対象者のみ)	6 円/回	12 円/回	18 円/回	食事提供が管理栄養士によって管理されており、適切な栄養量及び内容の療養食を提供されている場合の加算料金です。
* 外泊加算	246 円/日	492 円/日	738 円/日	入居者が病院等に入院または居宅における外泊をした場合、1月につき外泊（又は入院）した日の翌日から起算して6日（1回の外泊（又は入院）で月をまたがる場合は最大で連続12日）を限度と

				して算定します。ただし、当該入居者が使用していたベッドを短期入所サービスに活用する場合は、当該短期入所サービス費を算定した日については外泊加算を算定できません。
退所時相談援助加算	400 円/回	800 円/回	1200 円/回	退所時に入所者・家族等の相談援助を行い、市町村及び居宅介護支援事業者、地域包括支援センター棟に対して情報提供をした場合の加算料金です
退所前連携加算	500 円/回	1000 円/回	1500 円/回	退所時に居宅介護支援事業者に対して情報提供をした場合の加算料金です。
若年性認知症入所者受入加算	120 円/日	240 円/日	360 円/日	若年性認知症の方に適切なサービス利用が提供されるよう、受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているため加算されます。
経口移行加算	28 円/日	56 円/日	84 円/日	経管栄養から経口栄養に移行しようとする場合に加算され、180日を限度とします。
経口維持加算 (Ⅰ)	400 円/月	800 円/月	1200 円/月	経口により食事を摂取する者であって、摂食障害を有し、誤嚥が認められる者に対して医師又は歯科医師の指示に基づき、専門の職種が共同し、栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、入居者ごとに経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算 (Ⅱ)	100 円/月	200 円/月	300 円/月	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって入居者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます。

(2) 介護保険給付対象外サービス利用料金

入居者の食事費及び居住費(滞在費)にかかる費用(1日当たり)です。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された金額(1日当たり)のご負担となります。

《地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護食事自己負担料金》

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階(通常)
自己負担料金 (1 日当り)	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,700 円

《地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護居住費（滞在費）自己負担料金》

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階(通常)
個室ユニット (1 日当り)	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,066 円

(3) 入院・外泊時の居住費（滞在費）について

入居者のために居室を確保している場合、第 1～3 段階の方は、6 日（入院外泊費用の対象期間）までは負担限度額認定の適用とし、7 日以降は原則として全額負担となります。

※市町村民税世帯非課税者において、その保険者である各市町村が定める、利用者負担減免措置の要件を全て満たし収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとその保険者の長が認めた方は、自己負担の減免を受けることができます。また、長期入院等の事態が生じた場合、入居者の同意があればそのベッドを短期入所者生活介護に活用する事ができますので、その際、滞在費は発生いたしません。

(4) その他の利用料金

	料金及び内容の説明
電気使用料金	入居者が、個人的に持込まれて使用される場合の電気使用料金として、1 点につき 1 日あたり 50 円の負担となります。
理美容料金	入居者の希望により、出張による理美容サービスを受けることができます。但し実費自己負担となります。
日常生活用品の購入代行	口腔ケア用品等の日用品の購入の代行をいたします。但し購入代金は実費自己負担となります。
医療機関への受診	医療機関への受診（医療費）については、医療保険適用のため実費自己負担となります。
その他の費用	サービス提供される便宜の中で、日常生活において通常必要となる費用で、入居者に負担させることが適当であると認められる費用は、実費となります。

12 利用料金のお支払い方法

暦月毎に計算し、利用料明細の入った請求書によりご請求しますので、入居者本人名義又は代理人又は身元引受人、家族等名義の預金通帳等より自動引き落としとなります。入金確認後、領収書を発行します。

13 入居者の入院期間中の取扱い

この施設は、病院または診療所に入院する必要がある入居者において、入院後おおむね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合は、その入居者及び代理人又は身元引受人、家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再びこの施設の入居利用が円滑

にできるようにするものとします。

14 サービス内容等に関する苦情等相談

当施設に対する意見や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）【職名】管理者 【氏名】尾中 未来
○苦情受付時間 月曜日～金曜日（8：30～17：15）
○苦情解決責任者 【職名】ケアセンター所長【氏名】中村 洋
○第三者委員 松永俊夫 山口市白石2丁目2-29
（電話番号）（083）928－3141
金子ふさえ 山口市矢原941-3
（電話番号）（083）924－9498

[苦情処理体制及び手続き]

- ①苦情処理担当者が相談者本人に直接伺って、苦情内容の詳細把握を行います。
- ②苦情内容について管理者を含め対応策の検討を行います。
- ③苦情処理担当者が相談者に検討結果の説明を行います。
- ④苦情処理についての内容・対応結果等について台帳管理を行い、苦情の処理後も職員教育等を徹底して、再発防止に努めます。

15 第三者評価の実施状況

第三者評価実施 (有 ・ 無)

16 行政機関その他苦情受付機関

山 口 市 役 所 介 護 保 険 課	所 在 地	山 口 市 亀 山 町 2 番 1 号
	電 話 番 号	0 8 3 (9 3 4) 2 7 9 5
	受 付 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
山 口 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	所 在 地	山 口 市 朝 田 1980-7
	電 話 番 号	0 8 3 (9 9 5) 1 0 1 0
	受 付 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
山 口 県 社 会 福 祉 協 議 会	所 在 地	山 口 市 大 手 町 9 番 6 号
	電 話 番 号	0 8 3 (9 2 4) 2 7 7 7
	受 付 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

17 非常災害時の対策

(1) 火災時の対応・対策

- ① 施設の消防計画を基に対応を行います。
- ② 関係機関への通報体制、定期的に職員に周知を行います。
- ③ 避難訓練及び防災設備
- ④ 施設は、年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入居者と一緒に行います。

(2) 主要防火設備

スプリンクラー・誘導灯・消火器・自動火災報知機及びガス漏れ警報器

(3) 風水害の対応・対策

マニュアルの通りに対応を行います。

(4) 地震の対応・対策

マニュアルの通りに対応を行います。

18 業務継続計画の策定等

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとします。
- (3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

19 緊急時の対応

入居者に容体の急変等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、代理人又は身元引受人、家族等の方にご連絡いたします。

20 事故発生時・事故防止及び再発防止の対応

- (1) 施設は、事故発生時の対応等の指針を整備し、入居者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供を行います。尚、サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに市町村及び入居者の代理人又は身元引受人、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 施設は、事故防止のための委員会を設置し、職員への研修を年1回以上行います。
- (3) 施設は、事故の再発を防止するため、事故発生の報告、分析、改善策を職員へ周知徹底し体制を整備いたします。

21 身体拘束の禁止

- (1) 職員は、施設サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束や入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないようにしています。
- (2) 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとします。

（緊急やむを得ない場合）

- ① 入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束等を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- ③ 身体拘束等の行動制限が一時的である

※上記の条件をすべて満たしてしており、身体拘束等を行う必要がある場合は、必ず理由、経過を記録し、代理人又は身元引受人及び家族に説明を行います。

（3）施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施します。

22 人権養護・虐待防止に関する事項

- (1) 施設は、人権擁護・虐待防止するための必要な体制整備を行います。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用等）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (4) 虐待を防止するための定期的な研修の実施に努めます。
- (5) 適切に実施するための担当者を設置します。
- (6) 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

23 特例入所の取扱いについて

- (1) 要介護3以上で入居された後に要介護1、要介護2に変更になった入居者の方においては、居宅での生活がやむを得ない事情が認められる場合のみ特例入所者として入居を継続することができます。
- (2) 特例入所者として入居を継続するには代理人又は身元引受人、家族等による申し出が必要になります。申し出によって施設と保険者で協議を行います。協議の結果、特例入所として認められた方のみ当施設での生活を継続することができます。協議の結果、特例入所の対象にならなかった方に関しては退去の取扱いとなります。その場合、在宅やその他サービス等のご紹介をさせていただきます。

24 入居する際の留意事項

面会について	面会をご希望の場合は、事前に施設にご連絡の上、ご予約をお願いします。ただし、体調不良の方、症状がある方の面会をご遠慮ください。また、施設内において新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染拡大等の恐れがある場合は、面会中止とさせていただく場合があります。
外出・外泊	外出届及び外泊届に必要事項を記入・押印し、必ず行先と帰宅時間を職員に申出てください。
居室・設備器具の使用	施設内の居室、設備及び器具は本来の使用方法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合があります。
喫煙	敷地内での喫煙はお断りします。
迷惑行為等	騒音等、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動及び政治活動等	施設内で、他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。